

測定頻度の考え方（案）

測定の頻度は年 2 回以上とする

（理由）

大気汚染防止法第 16 条の規定により、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設を設置するものは、ばい煙濃度及び揮発性有機化合物濃度等を測定し、その結果を記録しなければならないとされている。

既存のばい煙発生施設については、省令において、測定の回数が規定されており、その測定の頻度は、大規模施設について 2 ヶ月に 1 回以上、ばいじん及び有害物質では小規模施設について年 2 回以上とされている。また、総量規制基準が適用されている施設については、常時測定することとされている。揮発性有機化合物は、大気中に放出された場合、光化学反応を経て浮遊粒子状物質や光化学オキシダントとなり、他の原因物質である窒素酸化物等のばい煙と同様の性格を有する。したがって、測定の回数についても、ばい煙と同様の取扱いをすべきであり、測定の回数は、少なくとも年 2 回以上が適当であると考えられる。

大気汚染防止法施行規則に定める測定頻度

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定頻度
硫黄酸化物の排出量	硫黄酸化物の排出量が $10\text{m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	同上（特定工場等に設置されているもの）	常時
ばいじんの濃度	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 未満の施設	年 2 回以上
有害物質の濃度 (窒素酸化物を除く)	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 未満の施設	年 2 回以上
窒素酸化物の濃度	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	同上（特定工場等に設置されているもの）	常時
	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 未満の施設	年 2 回以上